



市民農園「生き生き菜園はなさか」の 利用者を募集します

好きな野菜や花を栽培して、自然と触れ合いながら植物を育てる楽しみや収穫する喜びを味わってみませんか。

農園内は無農薬栽培となっています。また、無料で使用できる農具のほか、トイレや休憩施設、水道、駐車場があります。

これから春夏にむけて作付の季節を迎えます。ぜひご利用ください。

対象者：農業を営んでいない方

利用期間：4月1日から令和5年3月31日まで（更新可）

¥ 年間10,470円（1区画30㎡）

※年度途中からの利用の場合は月割となります。

☞ 笠間市橋爪595（「いこいの家はなさか」に隣接）

申込方法：申請書およびアンケートを農政課まで提出してください。

申請書は、市ホームページからもダウンロードできます。

※市ホームページで「市民農園」と検索

申・問 農政課（内線540）



公共施設予約・案内システムがスタートします

利用者の利便性向上や申込時の混雑緩和のため、下記施設において、パソコンやスマートフォンなどから施設の予約等が行える「公共施設予約・案内システム」がスタートします。これまで窓口で行っていた空き状況の確認や施設予約の申し込みなどが、このシステムの利用により24時間いつでもどこからでも行うことができます。

対象施設：	地域交流センター	地域交流センターともべ（トモア）・地域交流センターいわま（あたご）
	公民館	笠間公民館・友部公民館・岩間公民館

運用開始日：4月1日（金）



※1 初回のみ、施設において事前に利用者登録（利用者ID）が必要となりますのでご注意ください。登録した利用者IDは各施設共通で利用できます。

※2 システムの運用上、開始時期を変更する場合があります。

詳しくは各施設へお問い合わせください。

問 地域交流センターともべ（トモア）TEL.0296-71-6637、地域交流センターいわま（あたご）TEL.0299-57-3357

笠間公民館 TEL.0296-72-2100、友部公民館 TEL.0296-77-7533、岩間公民館 TEL.0299-45-2080



情報

しっとく日和

知って得する暮らしの情報を紹介します。
気になる情報を見つけたら、アクションをおこしましょう。

※イベント等は、新型コロナウイルス感染症の状況により、変更・中止となる場合があります。

- 🕒 日時
- 📍 場所
- 💰 料金
- 📝 申し込み
- 🗨 問い合わせ
- 👶 子育て
- 📖 教育
- 🏃 スポーツ
- 📢 募集
- 💬 講演
- 🎨 展覧会
- 🔍 イベント
- ❓ 相談
- 🔑 お知らせ



ふるさと笠間を描く 一郷土画家による風景画の饗宴—

コロナ禍で展覧会の中止や制作の自粛等、活動が制限されるなかで、地元画家の制作活動の継続を応援するため、市内の風景をテーマとした作品制作を依頼しました。

愛宕山や北山公園、笠間城跡など身近な風景が、油彩画や日本画などの技法によって、個性豊かな作品として表現されています。地元で活躍する画家の皆さんによる多様な風景画を紹介しますので、この機会にぜひご鑑賞ください。

🕒 3月24日（木）～31日（木）

午前9時30分～午後5時（最終日は、午後3時まで）

📍 茨城県陶芸美術館 県民ギャラリー（笠間市笠間2345）

¥ 観覧無料 問 生涯学習課（内線381）

開催情報

会場 地域交流センターともべ「トモア」

○3月27日（日）

時間 午前 9時30分～11時30分

○3月30日（水）

時間 午前 9時30分～11時30分

※受け付けは15分前から

申込 （一社）市民講座運営委員会

☎0120-689-419（9時～18時）

く分かりやすく説明する。

ここで、この市民講座では一級塗装技能士が解説するスクリーン映像を使い、正しい塗装知識を詳しく説明する。

広告
市民講座 屋根・外壁
塗り替えセミナーを
開催します

国民健康保険 人間ドック・脳ドックの費用を補助します

国民健康保険に加入している皆さんの生活習慣病などを予防するために、人間ドック・脳ドックの受検費用の一部を補助します。

詳細は、3月17日発行の広報かさま「お知らせ版」でお知らせします。

対象者：1. 4月1日現在40歳以上で受検日に74歳以下の笠間市国民健康保険の被保険者

2. 国民健康保険税を完納している世帯の方

受付期間：4月8日（金）～22日（金）※土日は除く

受付時間：午前8時30分～午後5時15分

申込方法：応募用紙に必要事項を記入のうえ、窓口で直接または郵送にて提出してください。

※応募用紙は、本所保険年金課・各支所市民窓口課の窓口にあります。また市のホームページからもダウンロード可能です。

※結果は、後日通知でお知らせします。

応募者が定員を超えた場合は、後日抽選にて当選者を決定します。

【注意事項】 脳ドックは令和2年度・3年度に市の補助を受けた方は応募できません。

問 保険年金課（内線144）

茨城空港から便利なアプリのご案内

「IBRマイエアポートクラブ」の公式スマートフォンアプリが好評配信中です。空港利用等で貯まるポイント制度やプッシュ通知による最新情報のお知らせ等、茨城空港を「もっとお得に!」、「もっと身近に!」、「もっと便利に!」ご利用いただけます。

詳細は茨城空港ホームページをご確認ください。

<https://www.ibaraki-airport.net/ibr-app/>

問 県営業戦略部空港対策課
利用促進グループ

TEL.029-301-2761

E-mail: airport@pref.ibaraki.lg.jp



トップ画面イメージ



アプリダウンロード用
二次元コード



アプリアイコン

? 暮らしの相談

特設無料人権相談

- ④ 4月20日（水） 午前10時～午後3時
- 📍 笠間公民館
- 問 水戸地方法務局（TEL.029-227-9919）

行政書士無料相談会

- ④ 4月20日（水） 午後1時～4時
- 📍 笠間市役所本所
- 問 秘書課（内線225）

行政相談

- ④ 4月27日（水） 午後2時～4時
- 📍 友部公民館
- 問 秘書課（内線225）



天狗の郷
バザール
de
いわま

🕒 4月10日（日）
午前9時～午後3時

📍 地域交流センターいわま「あたご」

問 根本（TEL.090-3009-7883）

第2日曜日

友部駅前フリーマーケット

第4日曜日

④ 4月24日（日） 午前9時～午後1時

📍 地域交流センターともべ「トモア」まちの広場

問 佐藤（TEL.090-3245-0880）

外壁塗装をどこに悩む方へ

今だけのお得な塗装パック!

先着
3棟

工事費+保証
全てコミコミ

99.8

（税込）
万円～

双葉台団地入口に
ショールーム完備!

水戸市大塚町1575-2

屋根・外壁塗装専門店

株式会社 宇都木塗装

0120-987-426

笠間市長選挙および 笠間市議会議員補欠選挙のお知らせ

4月10日(日)は、笠間市長選挙および笠間市議会議員補欠選挙(欠員1名)の投票日です。
選挙は、私たちの代表を選ぶ大切な機会です。安易に棄権することなく進んで投票しましょう。

☆投票できる方

今回の選挙で投票できる方は、次の要件を満たしている方です。

- ・年齢要件：平成16年4月11日までに生まれた方。
- ・住所要件：令和4年1月2日までに笠間市に住民登録をされた方(転入届をされた方)で、引き続き3カ月以上笠間市内に住所を有している方。

☆投票所

投票は、市内51か所の投票所で行われます。各世帯に郵送される「入場券」に投票所の略図が記載されていますので、自分の投票所を確認してください(「入場券」は3月下旬に順次発送されます)。なお、下記の投票所は前回の選挙(令和3年10月31日執行の衆議院議員総選挙)から変更となりますのでご注意ください。

【友部地区】

投票所		行政区
(旧) 鴻巣新農村集落センター	(新) 地域医療センターかさま	原店1・原店2・宿1・宿2・久保・ 古山・宮前1・宮前2・鴻巣1・鴻巣2・ こうのす団地・県営友部アパート

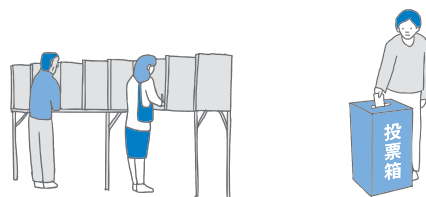
☆投票時間

投票時間は、どの投票所も終了時刻を2時間繰り上げ、午前7時から午後6時までです。その時間以外には投票することができませんので、ご注意ください。

☆期日前投票

投票日当日に所用等のため投票所で投票できない方は、期日前投票により投票することができます。入場券裏面の宣誓書に必要事項を記入のうえ、持参してください。

- ・期 間：4月4日(月)～4月9日(土)
- ・時 間：午前8時30分～午後8時まで
- ・場 所：笠間市役所 本所および各支所



☆不在者投票

4月4日(月)からできますが、事前に手続きが必要になりますのでお早めに市選挙管理委員会にお問い合わせください。

(対象)・笠間市に住民登録をしているが、笠間市外に滞在もしくは旅行している方

- ・病院に入院、施設に入所している場合 など

年金相談や年金請求などの
お手続きが無料でできます。

街角の年金相談センター水戸

予約受付専用電話 0570-05-4890(ナビダイヤル)

水戸市南町3-4-10 水戸FFセンタービル1階

電話:029(231)6541

水戸駅北口から徒歩15分:「南町3丁目」バス停下車

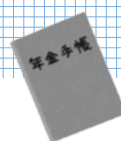
駐車場は南町3丁目パーキングをご利用ください。

受付時間:月～金曜日(祝日、年末年始を除く)

8時30分～17時15分まで ※月曜日19時まで

お電話による年金相談は受け付けておりません。

日本年金機構から委託を受け全国社会保険労務士会連合会が運営しています。



☆郵便投票

重度の障がいを持つ方（身体障害者手帳・戦傷病者手帳をお持ちで、法律の定める一定の障がいがある方および介護保険法上の要介護5の方）で、投票所で投票することができない方のために郵便投票の制度があります。この郵便投票による投票用紙の請求期限は、4月6日（水）までです。

なお、郵便投票をするには、郵便投票証明書が必要となりますので、お早めに市選挙管理委員会にお問い合わせください。

☆特例郵便等投票

新型コロナウイルス感染症のため宿泊・自宅療養等をしている以下の要件に該当する方で、外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る期間が、投票しようとする選挙の期日の告示の日の翌日から当該選挙の当日までの期間に係ると見込まれる方は、特例郵便等投票ができます。

- (1) 感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の3第2項又は検疫法第14条第1項第3号の規定による外出自粛要請を受けた方
 - (2) 検疫法第14条第1項第1号又は第2号に掲げる措置（隔離・停留の措置）により宿泊施設内に収容されている方
- 特例郵便等投票の対象となる方で、特例郵便等投票をご希望される方は、選挙期日（投票日当日）の4日前までに（必着）、「(1)の外出自粛要請、又は(2)の隔離・停留の措置に係る書面」を添付した請求書を郵送等で送付することにより、投票用紙等を請求してください。

☆選挙公報

各候補者の経歴や政見などを記載した選挙公報を、4月6日（水）に新聞折込で配布します。新聞を購読されていない方は、市選挙管理委員会までお問い合わせください。

なお、選挙公報は市役所のほか市の公共施設にも備え付けますのでご利用ください。

☆新型コロナウイルス感染症対策

投票にあたって、新型コロナウイルス感染症対策として、有権者の皆さまに次の対策をお願いします。

- (1) 事前の検温（体温が37.5度以上の発熱の方または体調不良の方は申し出てください。）
- (2) マスクの着用
- (3) アルコール消毒液による手指消毒またはビニール手袋の着用
- (4) 入場・投票待ちの際には、間隔（1～2メートル）を開けること

※投票所には、筆記用具の持ち込みができます。ただし、鉛筆以外のペンはインクがにじむ可能性がありますので、鉛筆のご利用を推奨します。

☆開票

即日開票で、4月10日（日）午後7時30分から笠間市民体育館で行います。

なお、投・開票の状況は笠間市ホームページでご覧になれます。

問 市選挙管理委員会（総務課内）（内線207）

塗り替え・外装リフォーム専門店

地元×適正価格×安心



石岡・小美玉エリア / **初**
外装ショールーム
OPEN!

石岡市の塗装屋さん
(有)中嶋塗装工業

石岡本社 石岡市平ノ木14159-5 ☎0299-57-1641 住宅診断・お見積り無料
小美玉ショールーム 小美玉市羽鳥2727-11 ☎0299-57-2485 中嶋塗装工業 🔍検索

国産品なら 畳工房 ニタイラ



他社と比べて下さい
見積もり無料

周年セール 3月末まで!!
早めのご予約を!!

全品 10%OFF
3月末まで

畳表替え ……4,290円～
襖張替え ……3,080円～
障子張替え(大)…1,958円税
アミ戸張替え(大)…2,310円税
◎オーダーカーテンもやっています
その他リフォームもご相談下さい。

笠間市小原1216 TEL.0296-77-7845

産前産後期間の国民年金保険料が免除となります

国民年金第1号被保険者が出産した場合、
出産前後の一定期間国民年金保険料が免除されます。



免除期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間(産前産後期間)の国民年金保険料が免除となります(多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除されます)。免除が認められた期間については、保険料を納めた期間として扱われます。

対象者

妊娠85日(4か月)以上の出産(死産、流産、早産、人工妊娠中絶を含む)をした方のうち、産前産後期間に「国民年金第1号被保険者期間」を有する方

届出時期

出産予定日の6か月前から届出可能です。
速やかに提出してください。

出産前に届出の提出をする場合

手続きに必要なもの

母子健康手帳など、出産予定日が明らかにするもの

出産後に届出の提出をする場合

出産日は市区町村で確認できるため原則不要。ただし、被保険者と子が別世帯の場合は出生証明書など出産日および親子関係を明らかにする書類

○ 本人確認ができるもの(運転免許証等) ○ 年金手帳 ○ 委任状(本人または世帯主以外が窓口で申請する場合)

届出先

本所保険年金課、
各支所市民窓口課

問 保険年金課(内線142)、笠間支所市民窓口課(内線72123)
岩間支所市民窓口課(内線73182)

エコフロンティアかさま監視委員会 実施日：1月27日



受入対象廃棄物の種類

- 廃棄物の種類や処分の方法について、事業団から説明を受けた。
- 熔融処理のうち、廃プラスチック類が5割を占める。
- 感染性廃棄物および廃石綿等については、飛散を防ぐため密閉した状態で受け入れている。
- 現在、汚染土壌は受け入れていない。

受入基準の内容

- 「破碎・焼却・熔融処理対象物」および「直接埋立廃棄物」の受入基準と、直接埋立廃棄物が金属等を含む場合の判定基準について説明を受けた。
- 国が定める基準値より大幅に低い数値を独自基準とし、運用している。

廃棄物の分析結果

- 抜き取り検査を行った結果、全ての試料(燃え殻(産廃)・焼却灰(一廃)・無機性汚泥(産廃))について、基準値を下回っていた。

問 環境保全課(内線126)



REFORM RENOVATION

笠間市内の専門業者で安心
ご相談・お見積は無料です。

かさまリフォーム工房

お問合せ・ご相談は 笠間市商工会内 **0296-72-0844**

笠間市商工会 茨城県笠間市笠間1464-3 [受付時間] 平日 8:30~17:15

創業97年

トータルリフォーム

ふすま・障子・クロス・カーテン・網戸・ハウスクリーニング



嶋田 畳店

ふるさと納税返礼品提供しています

畳制作一級技能士
職業訓練指導員
品質管理責任者

全国畳産業振興会認定
畳ドクター

嶋田 和也

〒309-1724 茨城県笠間市大古山72 TEL **0296-77-3091**

【18歳から“大人”に!】4月から成年年齢が引き下げられます

◆「成年年齢」はいつから変わるの？

日本での成年年齢は民法で定められていて、民法改正により令和4年(2022年)4月1日から成年年齢が20歳から18歳に変わります。令和4年4月1日に18歳、19歳に達している方はその日から成年となります。

現在、未成年の方が
成年になる日

生年月日	成年になる日	成年年齢
2002年4月1日以前生まれ	20歳の誕生日	20歳
2002年4月2日～2003年4月1日生まれ	2022年4月1日	19歳
2003年4月2日～2004年4月1日生まれ	2022年4月1日	18歳
2004年4月2日以降生まれ	18歳の誕生日	18歳

◆契約する際は注意しましょう！

親の同意がなくても一人で契約ができるようになります

成年になれば、親権者の同意を得なくても、自分の意思でさまざまな契約ができるようになります。未成年者が契約する時は、親などの法定代理人の同意が必要となり、その同意がない契約は原則として取り消すことができます《未成年者取消権》。しかし、成年になると未成年者取消権は行使できなくなり、**契約を結ぶかどうかを決めるのも、その契約に対して責任を負うのも自分自身になります。**

その契約が本当に必要かどうかよく検討しましょう

スマートフォンを購入する、一人暮らしの部屋を借りる、クレジットカードを作る、高額な商品を購入するためにローンを組む、これらはすべて契約行為です。成年になりたての方は契約に関する知識や経験が乏しいこともあり、内容をよく理解しないまま安易に契約を結んでしまう傾向にあります。成年になり《未成年者取消権》が適用されなくなると、言葉巧みに強引な勧誘をする悪質な業者もいます。**消費者トラブルのリスクを避けるためには、契約に関する知識を学び、さまざまなルールを知った上で、その契約が自分にとって本当に必要なものかどうか、冷静に判断する力を身につけることが大切です。**

◆消費者トラブルで困った時は

契約によっては取り消しや解約ができる場合があります。契約してしまった後でも、疑問に思ったり、不安に感じたりした時には、一人で抱え込まず、早めに消費生活センターにご相談ください。

問 笠間市消費生活センター TEL.0296-77-1313 (消費生活相談専用)

住 所：〒309-1735 笠間市友部駅前1番10号(地域交流センターともべTomoa内)

受付時間：月～土曜日 午前9時～正午、午後1時～4時

休 館 日：第2・第4火曜日・日曜日・祝日・年末年始

消費者ホットライン TEL.188 (いやや)

笠間市消費生活センターでは、消費者教育の一環として、若者の消費者トラブルや成年年齢引き下げについて学ぶ出前講座を行っています。年間通して申し込みできますので、学校の授業や学生サークル、保護者の方もぜひご利用ください。

問・申 市民活動課 (内線133)

◆成年年齢の引下げで変わること・変わらないこと

18歳(成年)になったらできること (変わること)	20歳にならないとできないこと (これまでと変わらないこと)
◇親の同意がなくても契約できる ◆10年有効のパスポートを取得する ◇公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格を取る ◆結婚 女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女とも18歳に。 ◇性同一性障害の人が性別の取扱いの変更審判を受けられる ※普通自動車免許の取得は従来と同様、「18歳以上」で取得可能	◇飲酒をする ◇喫煙をする ◇競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券(馬券など)を買う ◆養子を迎える ◇大型・中型自動車運転免許の取得 ----- ◆について：問 市民課 (内線146) ◇について：政府広報オンライン こちらから▶ 

※この記事は、政府広報オンライン「18歳から“大人”に! 成年年齢引下げで変わること、変わらないこと。」を参考に作成しています。